

ご利用料金表

2020年（令和2年）4月～

通所リハビリテーション（要介護1～要介護5の方）

介護度	介護保険給付1 割負担分						介護保険給付外		1日あたりの 利用料目安	
	基本利用料 1日につき	加 算					その他の料金 1日につき			
		1日につき			1月につき		食費	日常生活 用品費		
要介護1	670円									
要介護2	801円	リハビリテーション提供体制加算 24円	入浴介助加算 50円	サービス提供体制強化加算 18円	リハビリテーションマネジメント加算Ⅲ 6ヶ月以内=1,120円 6ヶ月以降= 800円	介護職員処遇改善加算Ⅰ 基本利用料+各加算×4.7%	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 基本利用料+各加算×2.0%	550円	200円	2,001 円
要介護3	929円									2,138 円
要介護4	1,081円									2,300 円
要介護5	1,231円									2,460 円

その他の加算について（※該当する方に対して算定します。詳しくは当事業所の支援相談員にお問い合わせ下さい）

加 算 項 目	費 用	備 考
短期集中リハビリテーション実施加算	110円 /日	退院、退所、認定日から起算して3ヶ月以内に個別リハビリを行った場合
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	240円 /日	認知症の方が退院、退所、認定日から起算して3ヶ月以内に個別リハビリを行った場合 ※（Ⅰ）は1週間に2回まで
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	1,920円 /月	
生活行為向上リハビリテーション実施加算	開始月から3ヶ月以内	生活行為を充実させるための目標に向けて個別リハビリを行った場合
	開始月から6ヶ月以内	
若年性認知症利用者受入加算	60円 /日	若年性認知症の方の個別のニーズに応じたサービス提供を行なった場合
栄養スクリーニング加算	5円 /回	栄養状態に係わる情報をケアマネジャーと文書で共有した場合※6ヶ月に1回
重度療養管理加算	100円 /日	要介護3以上の方で厚生労働大臣が定める状態である場合
中山間地域等提供加算	所定単位数×5%	函館市以外にお住まいの方 ※所定単位数とは<基本利用料+リハビリテーション提供加算>
送迎未実施減算	-47円/片道	ご家族が送迎を行う場合など、事業所が送迎を実施していない場合

介護予防通所リハビリテーション（要支援1・要支援2の方）

介護度	介護保険給付1 割負担分						介護保険適用外		1月あたりの利用料目安	
	基本利用料 1月につき	加 算					その他の料金 1日につき			
		1月につき			1月につき		食費	日常生活 用品費		
要支援1	1,721円	リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ 330円	サービス提供体制強化加算 72円	運動器機能向上加算 225円	介護職員処遇改善加算Ⅱ 基本利用料+各加算×4.7%	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 基本利用料+各加算×2.0%			550円	200円
要支援2	3,634円		サービス提供体制強化加算 144円				週1回利用	週2回利用		

その他の加算について（※該当する方に対して算定します。詳しくは当事業所の支援相談員にお問い合わせ下さい）

加 算 項 目	費 用	備 考
生活行為向上リハビリテーション実施加算	開始月から3ヶ月以内	生活行為を充実させるための目標に向けて個別リハビリを行った場合
	開始月から6ヶ月以内	
若年性認知症利用者受入加算	240円 /月	若年性認知症の方の個別のニーズに応じたサービス提供を行なった場合
栄養スクリーニング加算	5円 /回	栄養状態に係わる情報をケアマネジャーと文書で共有した場合※6ヶ月に1回
中山間地域等提供加算	所定単位数×5%	函館市以外にお住まいの方 ※所定単位数とは<基本利用料>
事業所評価加算	120円 /月	1年間毎に評価され、対象となった場合